

別表

(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号) 附則第2条の規定により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者に適用)

行政処分の基準

違反条項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分		
			規定に違反したとき	営業が再開するまでの期間が予測できないとき、又はその状況が特殊で衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき	規定に違反する行為が重大な過失に基づき、かつ、営業を再開または継続することが衛生上危険であるとき
1 食品衛生法					
第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	営業禁止	営業許可の取消し ^{※2}
第7条 第1項から 第3項	新開発食品等の販売禁止	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第8条 第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出義務違反	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第9条 第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		
第10条	病肉等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		
第12条	指定外添加物等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		
第13条 第2項又は 第3項	基準又は規格に合わない食品又は添加物の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		
第16条	有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		
第17条 第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		
第18条 第2項又は 第3項	規格又は基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		
第19条 第2項	表示の基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第55条	営業停止 1日以上5日未満		
第20条	虚偽表示等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上5日未満		
第25条 第1項	製品検査合格の表示がない食品等の販売等の禁止	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第26条 第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第48条 第1項	食品衛生管理者の設置義務違反	第55条	営業停止 1日以上5日未満		
第50条 第2項	有毒、有害物質の混入防止措置基準の遵守義務違反	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第50条の 2 第2項	公衆衛生上必要な措置の策定又は遵守義務違反 ^{※1}	第55条	営業停止 1日以上10日未満		

第50条の3第2項	器具又は容器包装の衛生管理の基準の遵守義務違反	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第50条の4第1項	規格に適合した器具又は容器包装である旨の説明義務違反	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第51条	営業施設の基準の違反	第56条	改善命令 営業停止 1日以上10日未満		
第52条第2項第1号又は第3号	営業許可の欠落条項該当	第55条	営業停止 1日以上10日未満		
第52条第3項	営業の許可条件に違反	第55条	営業停止 1日以上10日未満		

※1：令和3年3月26日薬生食監発0326第5号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知の別添3「食品衛生監視票の評価の考え方」参照。

※2：衛生法第52条第1項の規定に基づく、許可を受けている場合に適用する。

違反条項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分
			規定に違反したとき
2 食品表示法			
第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品及び添加物の販売禁止	第6条第5項	措置命令
		第6条第8項	回収その他必要な措置命令
			業務停止 1日以上5日未満